

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

館山市は、東京都心から1時間半という立地にありながら、美しい海と里山の緑があふれる自然豊かなまちであり、豊かな自然にはぐくまれた食材にも恵まれている。

館山市の人口は、年々減少傾向にあり、平成22年の国勢調査で、はじめて5万人を下回り、現在においても、減少を続けている。逆に、65歳以上の人口は増加傾向にあるため、総人口に占める65歳以上の人口の割合が上昇している。

館山市内で働く「従業者数」は、19,351人（H28経済センサス）で、近年は減少傾向にある。

館山市の産業については、従業者を産業別で見ると、87.6%が第3次産業に従事しており、第1次産業（1.2%）、第2次産業（11.2%）を大きく上回っている。

第3次産業の中では、従業者数、事業所数ともに卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業などの業種が多くなっているが、高齢化の進展を背景として医療・福祉関連分野も増加している。

また、近年、大規模製造業の事業所が閉鎖される中、館山市では積極的に企業誘致に取り組んでいるものの、第2次産業を中心に市内の産業に停滞感がある。

このような状況を鑑み、館山市では、市内中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが重要である。

(2) 目標

館山市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済を力強く発展させることを目指します。このため、計画期間中に10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

館山市内の多様な産業の設備投資を支援するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

館山市内の中小企業者が設備投資を行いやすい環境を整備するため、本計画の対象区域は、館山市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

館山市内の中小企業は、業種を問わず、各産業で事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画の対象業種・事業は、全業種を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意日から、2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められる者については、先端設備導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税等を滞納している者を除く。